

## 令和4年度 第1回 倉吉市下水道事業運営審議会

日時：令和5年2月9日（木）

午前10時～

会場：倉吉市役所 本庁舎 大会議室

- 1 開会
- 2 委嘱状交付（机上配布）
- 3 市長あいさつ
- 4 委員紹介
- 5 会長及び副会長の選出
- 6 会長あいさつ
- 7 諮問
- 8 審議
  - (1) 下水道使用料について
  - (2) 「下水道事業経営戦略」の見直しについて
- 9 その他
  - (1) 報告事項：雨水幹線事業等について
  - (2) 第2回審議会の開催日について  
令和5年3月2日（木）午前10時～ 倉吉市役所 本庁舎 第2会議室
  - (3) その他
- 10 閉会

### <資料>

- ・審議会委員名簿
- ・倉吉市下水道事業運営審議会条例
- ・諮問書（写）
- ・審議資料（別冊）

# 倉吉市下水道事業運営審議会委員名簿

(順不同：敬称略)

	氏 名	団 体 名 ( 役 職 名 )
各種団体の 代 表 者	い ぐ 田 ひとし 生 田 均	倉吉市自治公民館連合会 (副会長)
	ふ くだ きょうこ 福 田 京 子	地域づくりネットワーク (代表)
	くらます やすのり 蔵 増 保 則	鳥取中央農業協同組合 (代表理事専務)
	おおえ ちの 大 江 稚 乃	倉吉商工会議所 (議員)
	いかだつ みちよ 筏 津 充 代	倉吉男女共同参画推進会議 (会員)
	やまぐち ともこ 山 口 と も 子	高齢社会をよくする会くらよし (会長)
学 識 経 験 者	う え き ひろし 植 木 洋	学校法人藤田学院 鳥取短期大学 (准教授)
	と がり たけ と 戸 菊 丈 仁	公立大学法人公立鳥取環境大学 (准教授)
公 募	なかむら きくえ 中 村 菊 枝	-
		-

9名 (うち女性委員5名)

※区分は、「倉吉市水道及び下水道事業運営協議会条例」第3条第2項第1号から3号に掲げる委嘱区分

**改正**

平成13年6月27日条例第19号

令和元年9月30日条例第10号

倉吉市水道事業及び下水道事業運営審議会条例

(設置)

**第1条** 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、倉吉市水道事業及び下水道事業運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

**第2条** 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査及び審議を行う。

- (1) 水道料金に関する事項
- (2) 公共下水道及び集落排水施設の使用料に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、水道事業及び下水道事業の運営に関し市長が必要と認める事項

(組織)

**第3条** 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 各種団体の代表者
- (3) 公募による者

3 委員は、当該諮問に係る審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

**第4条** 審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

**第5条** 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

**第6条** 審議会の庶務は、上下水道局において処理する。

(委任)

**第7条** この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成13年6月27日条例第19号）

(施行期日)

1 この条例は、平成13年10月23日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例施行の際、現にこの条例による改正前のそれぞれの条例（以下「改正前の条例」という。）の規定に基づく委員である者（次項に定める者を除く。）は、この条例による改正後のそれぞれの条例の規定に基づく委員とみなす。この場合において、当該委員の任期は、改正前の条例の規定による任期の残任期間とする。
- 3 この条例の施行の日の前日において、改正前の条例の規定に基づく委員である者のうち市議会議員のうちから委嘱されたものの任期は、当該委員の任期を定めた改正前の条例の規定にかかわらずその日に満了する。

**附 則**（令和元年9月30日条例第10号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

案

倉水業第 505 号  
令和 5 年 2 月 9 日

倉吉市下水道事業運営審議会会長 様

倉吉市長 広田 一恭

下水道事業の運営について（諮問）

倉吉市の汚水に係る下水道事業は、人口減少や節水により下水道使用量が減少する中、老朽化した施設の更新や維持管理にかかる費用を確保しなければならない状況にあります。

前回（平成 30 年度）開催した審議会の答申を受け、令和元年 10 月に下水道使用料の改定を行い、さらに事業を合理化するため、令和 2 年度に上下水道組織の統合と地方公営企業会計への移行、令和 3 年度には、窓口業務を包括的民間委託しました。

前回の答申では、4 年ごとに使用料の見直しを行うこと等を附帯意見としていただいております。下水道使用料をはじめとする限られた財源の中で、持続可能な経営を維持していくためには、将来を見据えた事業計画が重要であり、それを「下水道事業経営戦略」として策定し、定期的に見直しを行うこととしております。

つきましては、倉吉市水道事業及び下水道事業運営審議会条例（昭和 62 年倉吉市条例第 26 号）第 2 条の規定に基づき、貴審議会に対し、下記のとおり諮問いたします。

記

1. 下水道使用料（令和 5 年度～8 年度）について
2. 「下水道事業経営戦略」の見直しについて